

はじめに

国家公務員には俸給のほかに各種の手当が支給されていますが、在外公館に勤務する職員には、国内で支給されている諸手当の多くは支給が打ち切れ、別途在勤手当が支給されます。

在勤手当は、法律（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（「名称位置給与法」））に基づき、職員が在外公館に勤務するのに必要な経費に充当するために支給されます。その支給額については、予算の範囲内で、在外公館所在地の物価、為替相場等並びに主要国の外交官や民間企業の職員の給与水準等を総合的に勘案して、適正な額が法令により定められています。

在勤手当の必要性

（１）海外勤務・生活に伴う追加的経費の発生

- ・ 海外赴任時の生活の立上げ費用や物価水準が異なる海外で日本での生活水準を維持するための生計費の手当では不可欠です。この点は民間企業も同様の対応をしています。
- ・ なお、在外職員には、国内諸手当のうち、地域手当、本府省業務調整手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当、単身赴任手当等が支給されません。その結果、賞与も減額されます。

（２）海外生活の困難さ

- ・ 在外職員は我が国と異なる生活環境下で生活を営んでいます。さらに、同伴家族も職員本人と同様に現地の生活環境に晒され、健康面、精神面、物質面の困難さに直面しています（在外公館の約 2 / 3 が途上国に存在）。
- ・ 民間企業では、途上国勤務者には、「ハードシップ手当」として、国内給与に加えて一定の手当を支給することが一般的です（民間調査でも、すべての企業が何らかの形でハードシップ分を基本賃金に加算。）。

主な在勤手当

(1) 在勤基本手当

- ・ 海外で勤務するために必要となる基本的な経費に充当するために支給されています。
- ・ 在外職員は、海外での勤務・生活基盤を各自が整備し、基礎的な物品の購入等も各自で行なっており、そのための経費もこの手当から充当されます。
- ・ 支給額は、円建てで定められているため、職員が実際に受けとる外貨の額は、為替相場や海外のインフレ等の影響を受けます。

(2) 住居手当

- ・ 諸外国から日本へ派遣されている外交官が、都心に大使館事務所と住居を構え外交活動を行っているのと同様に、日本の外交官も、各国の主要都市に、事務所や先方政府諸機関から近く、安全な住居を確保する必要があります。
- ・ 在外職員がそのような住宅を借りるため、一定の限度額内で、家賃の実費の一部が支給されています。
- ・ ただし、家賃の一部は必ず自己負担し、家具代や、共益費・管理費、光熱水料等も自己負担となっています。
- ・ 家賃は、外貨で払いますので、住居手当の限度額も外貨で定められています。

平成25年度の在勤手当

- ・ 在勤基本手当の基準額は、上述の通り法律（「名称位置給与法」）に基づき適正な額が決められており、各公館、各職階毎にこの法律の別表の形で具体額が明記され、毎年、予算成立後、改正法案として国会に提出され可決されてきています。
 - ・ 改正法案は、本年は3月22日衆議院本会議、6月5日参議院本会議、6月7日に衆議院本会議にて再可決され、6月14日公布・施行となりました。
 - ・ 在勤基本手当を含む在勤手当（注）は全て上記の法律又はそれに基づく政令において具体的な金額が決められており、透明性の確保を図っています。
 - ・ 平成25年8月1日以降の在勤基本手当の支給額は、参考資料の「[3. 在勤基本手当支給額（平成25年8月1日現在）\(PDF\)](#)」の通りです。
- （注）上記の住居手当の他、配偶者手当、館長代理手当、特殊語学手当、研修員手当、子女教育手当があります。詳しくは、参考資料の「[6. 関係法令条文（抜粋）\(PDF\)](#)」を御参照下さい。

